

(別 紙 10)

介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収 (平成12年老振25号・老健第94号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p> <p>1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)別紙中(7)において、<u>「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。」</u>として</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 介護保険施設等におけるおむつ代に係る費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)別紙中(6)において、<u>「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの入所者等並びに短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。」</u>としているところであること。</p> <p>2・3 (略)</p>